

令和2年度 第2回宮城県農村振興施策検討委員会

開催日時：令和3年2月18（木）

午後1時30分から午後3時45分まで

開催場所：宮城県行政庁舎9階 第一会議室

議 事 録

宮城県 農政部 農山漁村なりわい課

「令和2年度第2回宮城県農村振興施策検討委員会」

司会：定刻となりましたので、これより令和2年度第2回宮城県農村振興施策検討委員会を開催いたします。

はじめに農政部次長 江畑正徳から御挨拶を申し上げます。

江畑次長：農政部次長の江畑でございます。委員の皆様には大変お忙しいところ、今年度2回目となります宮城県農村振興施策検討委員会に御出席いただき、ありがとうございます。また日頃、本県の農村振興に御指導・御助言を賜りまして、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

さて、農山漁村地域を取り巻く現状でございますが、高齢化や人口減少の進展等、従来からの課題に加えまして、近年はイノシシやニホンジカ等の野生鳥獣による被害、さらには度重なる気象災害の発生等によりまして、生産活動の縮小、あるいは遊休農地の拡大、集落の活力低下に拍車がかかり、地域コミュニティの維持が一層困難になることが懸念・危惧されているところでございます。

一方で、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、新たな生活様式の普及やテレワークの導入等により、これまで農村との関わりがあまりなかったような都市部の人々が、改めて農村の価値や魅力を認識し、都市と農村との往来や、農村への移住等、いわゆる田園回帰の動きが全国的には広がってきているという状況がございます。これらの動きも踏まえ、地域住民だけではなく関係人口も含めた幅広い主体の参画を促しながら、農村振興に関する施策を推進していくことが必要となってくると認識しているところでございます。

県では、農村の活性化や多面的な機能の維持発揮に向けまして、各地域における取組を支援してきているところでございますけれども、昨年10月には、七ヶ宿町の湯原集落協定が令和2年度農林水産祭むらづくり部門において、県としては初となる内閣総理大臣賞を受賞したことは、これまでの取組が評価されたものであり、地元の住民の方はもちろんのこと、他の地域で農村の活性化に取り組んでいる方々の励みにもなるのではないかと嬉しく思っているところでございます。

本日は本検討委員会の議事となる、多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金、みやぎの地域資源保全活用支援事業の3つの事業につきまして、今年度の取組状況について報告させていただき、皆様方から評価・検討いただくことにしてございます。新型コロナウイルスの影響により、事業の規模縮小や中止等影響が生じているものもございまずし、今後においても、大人数が集まる行事の開催は当面難しい状況が続くと思われまますが、事業がより効果的に利用されて、農村振興に繋がる活動が展開されるように、我々も工夫しながら取り組んでいきたいと考えているところでございます。

委員の皆様方におかれましては、それぞれのお立場から忌憚のない御意見・御助言をいただきますようお願い申し上げまして、開会にあたっての挨拶に代えさせていただきます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

司会：ありがとうございます。江畑におきましては、宮城県議会2月定例会開催中のためここで退席いたしますので御了承ください。

それではここで、本日御出席いただいている委員及び専門委員の皆様を御紹介いたします。

公立大学法人宮城大学 名誉教授 大泉 一貫委員長でございます。

大泉委員長：大泉でございます。よろしくお願いいたします。

司会：株式会社河北新報社 論説副委員長 高橋 均委員でございます。

高橋委員：高橋です。よろしくお願いいたします。

司会：株式会社東北地域環境研究室 専務取締役 島谷 留美子委員でございます。

島谷委員：島谷でございます。よろしくお願いいたします。

司会：株式会社はなやか 代表取締役 伊藤 恵子委員でございます。

伊藤委員：伊藤でございます。よろしくお願いいたします。

司会：石巻専修大学 教授 庄子 真岐委員でございます。

庄子委員：庄子でございます。よろしくお願いいたします。

司会：みやぎ生活協同組合 地域代表理事 齊藤 秋花委員でございます。

齊藤委員：齊藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

司会：株式会社日本政策金融公庫仙台支店 農林水産事業統轄 鳴谷 元委員でございます。

鳴谷委員：鳴谷でございます。よろしくお願いいたします。

司会：なお、公益社団法人みやぎ農業振興公社 理事長 寺田 守彦副委員長におかれましては、所用により遅れての参加となる予定でございます。

次に、専門委員の皆様を御紹介いたします。

地域社会デザイン・ラボ 代表 遠藤 智栄専門委員でございます。

遠藤専門委員：よろしくお願ひいたします。

司会：ふるさと水と土指導員 文屋 文夫専門委員でございます。

文屋専門委員：文屋です。よろしくお願ひいたします。

司会：なお、加美よつば農業協同組合理事の加藤 孝志専門委員，宮城県土地改良事業団体連合会専務理事の浅野 直明専門委員におかれましては，本日は所用により欠席となっております。

続きまして，本県職員を紹介いたします。

農政部農山漁村なりわい課 課長の齋藤でございます。

齋藤課長：齋藤です。よろしくお願ひいたします。

司会：交流推進班 班長の二階堂でございます。

二階堂班長：二階堂です。よろしくお願ひいたします。

司会：中山間振興班 班長の石川でございます。

石川班長：石川でございます。よろしくお願ひいたします。

司会：最後に私，本日の司会を務めさせていただきます課長補佐の小野寺でございます。よろしくお願ひいたします。

なお，私たちの後ろの席に控えております当課の事業担当職員及び，オブザーバーとして御出席いただいております宮城県多面的機能支払推進協議会の紹介につきましては，出席者名簿に代えさせていただきます。

皆様，本日はよろしくお願ひいたします。

それでは，本日の配布資料の確認を行いたいと思います。お手元の資料を御覧ください。

1枚目より，次第，出席者名簿，「資料1 多面的機能支払交付金について」，「資料2 中山間地域等直接支払交付金について」，「資料3 みやぎの地域資源保全活用支援事業について」，「資料4 みやぎ農山漁村交流拡大推進プラン（案）の概要」，多面的機能支払交付金のあらましのパンフレット，中山間地域等直接支払制度のパンフレット，本委員会の条例，運営要領となっております。皆様お手元にございますか。

それでは，委員会の進行を進めます。

本委員会は，本検討委員会条例第5条第2項の規定により，委員の半数以上の出席で成立することになっておりますので，本委員会は成立していることを御報告いたします。

また，本委員会は，県の「情報公開条例」に基づき公開としており，本日の議事録につ

きましては、後日公表となりますので御承知願います。

議事録作成のため、本日の会議はICレコーダーにより録音させていただきますので、恐れ入りますが、発言の際はマイクを御使用願います。

それではここで、大泉委員長に御挨拶をいただきたいと思ひます。大泉委員長、お願いいたします。

大泉委員長：委員長を仰せつかっております大泉でございます。夏の現地調査の際は、新型コロナウイルスの状況を踏まえて遠慮させてもらったところでございまして、皆様には大変御迷惑をお掛けいたしました。寺田副委員長に全てを取り仕切っていただいたと伺っております。また、皆様の活発な議論をいただいたと伺っております。

改めまして本日はお忙しいところ、お集まりいただき本当にありがとうございます。

先程、次長から内閣総理大臣賞のお話でしたが、七ヶ宿町というと、源流米の場所かと思ひます。だいぶ前に、2回ぐらいこの検討委員会でも訪問している所ですが、1回目の時に印象深く記憶に刻んでいることがあります。「この地域では若い人は中山間直接支払の集落協定に入れないのですか」とお伺いしたら、「いや、この間若い人が入ってきた」と仰ったのです。「ああ、それは何よりですね、おいくつの方ですか」と聞いたら「61歳だ」というのです。61歳が若者という、これが日本の中山間地の現状なのだということを改めて強く印象づけられました。2回目の訪問では、鳥獣被害に対する電気柵を、「全国各地で柵が破られて大変だ」と言われているなか、「一帯全部張り巡らせば、サルだろうがイノシシだろうが絶対大丈夫な柵なのだ」ということを教わった記憶がありまして、賞をいただいたということで本当に良かったなと思ひているところでございます。

本委員会ですが、農水省が作ってきた農村政策の進行状況を、宮城県の中で審議するというかたちになっております。多面的機能支払交付金事業と中山間地域等直接支払交付金事業に関しては、私も創設以来ずっと会議をしていて推移はよく分かっているのですが、この事業の制度そのものが理解できないとなかなか議論が難しいところではございますけれども、皆様の普段からの中山間地、あるいは農村地域を見ているなかで、忌憚のない御意見をいただきたいと思ひております。

みやぎの地域資源保全活用支援事業はかなり前からある事業でして、地域の保全隊による自主的な取組を支援していこうという事業ですので、これをきっかけに宮城県の農村政策がより活性化できればと考えております。

それから本日は、県が策定するグリーン・ツーリズムの行動計画が今年度で終期を迎えることから、次期計画のお話もあると聞いておりますので、このことについても御議論願えればと思ひます。

今日はこのように顔を合わせてお話できるので、ざっくばらんなお話・御意見をいただければと思ひております。以上挨拶とさせていただきます。

司会：大泉委員長、どうもありがとうございました。

本検討委員会の議事につきましては、運営要領第2条の規定により、各事業について、

実施状況の点検や、計画的かつ効果的な運営、事業の推進に関することについて検証することとされております。

本日は本規定に基づき、3事業の今年度実績見込みや次年度の計画、課題等について報告させていただきますので、御意見・御助言をいただければと思います。

それでは、これより議事に入りますが、本検討委員会条例第5条により、委員長が議長となることになっておりますので、ここからは大泉委員長に議事の進行をお願いしたいと思います。では大泉委員長、よろしくお願いいたします。

大泉委員長：それではこれより議事に入ります。各事業の概要について、事務局から御説明をお願いいたします。

二階堂班長：はじめに、多面的機能支払交付金について、交流推進班の二階堂から説明させていただきます。失礼しますが座って説明させていただきます。

お手元の配布資料の資料1を御覧ください。ちなみに表紙にある写真ですが、後程説明させていただきます「みやぎの地域資源保全活用支援事業」で実施しているフォトコンテストにおいて、昨年「ふるさと賞」を受賞した写真になります。

1ページを開いていただきまして、はじめに令和2年度の実績について説明させていただきます。令和2年度につきましては、新型コロナウイルスの感染症拡大によりまして、主な会議や研修会を中止している状況でございます。その中でも、なかなかオンライン等を使えないとか、直接説明する必要があると判断した部分につきましては、研修会を実施させていただいております。こちらにつきましては新型コロナウイルス対策を万全に行ったうえで、各組織1名に限定して開催したところです。

認定面積について、令和2年度の見込みとしましては、市町村数として33、利府町、女川町の2町を除く全ての市町村で実施している状況です。活動組織の数は977組織でございます。令和元年度と比べて若干減少傾向になってございます。認定面積につきましては、74,002ヘクタールということで、ほぼ令和元年度並みの取組面積になりました。農振農用地のカバー率として、今後も守っていくべき農地が県内で119,000ヘクタールほどございます。そのうち、多面に取り組んでいる面積が74,000ヘクタールで、62%のカバー率になってございます。表の下の米印ですが、組織が12減と表示しておりますが、実際には、24の組織が活動中止であったり、組織の統合であったりという理由で無くなっております。一方、12の組織が新たに取組を行っておりまして、差引で12組織ほど少なくなっているという状況でございます。

その下の表ですが、農地維持については基礎的な保全活動の支援でございます。その下の資源向上（共同）は、軽微な補修や、農村景観の保全ということで植栽活動等の取組が主となっています。その下が資源向上の長寿命化で、施設の長寿命化のための活動支援に対する取組です。

市町村数・組織数、対象面積の詳細につきましては省略させていただきますが、ほぼ令和元年度と同等程度の取組になってございます。

交付金について、総額といたしましては27億2,368万円が令和2年度の見込みとなっております。こちらの負担割合については、国が1/2，県が1/4，市町村が1/4になってございます。

続きまして2ページ目より実際の活動について説明させていただきます。

まずは「多面的機能の維持・発揮に向けた取組」ということで、面積拡大に向けた取組等を実施しております。市町村や土地改良区が巡回し、その地域の保全管理状況等を聞き取りさせていただいて、各地域の課題、また対応策を検討してまいりました。

2番目の「事務処理体制の支援」では、市町村担当者会議を2回ほど開催しております。最近開催しました2回目の担当者会議につきましては、コロナ禍ということでWeb会議での開催としております。

「新規市町村担当者会議」は、例年4月に行っておりましたが、コロナウイルスの関係で多少遅れまして、6月に開催しているという状況です。

「中間確認の実施」では、各市町村が各組織の活動の内容を確認する必要があるのですが、県も参加して、指導等の支援を行ったところです。

活動組織に対する研修会ですが、先程お話したとおりコロナ禍ではあったものの、どうしても伝えたい部分もございましたので、こちらはコロナウイルス対策を万全にして開催いたしました。県内7会場、総数で698名の参加をいただいております。その中で講演会の開催であったり、実演会の開催ということで、優良事例の紹介をしていただいたり、パレットおおさきにつきましては世界農業遺産に関連した有識者の講演をしていただいております。実演会の開催という部分では、多面を行う上で事務を支援するソフトが民間から色々出ているわけですが、そのシステムのデモンストレーション等をして、事務の負担の軽減という部分にも取り組んでおります。

3ページ目につきましては、東北農政局による抽出検査で、長寿命化の取組については9月に6組織，農地維持等の取組については今年の2月に8組織ほど検査を実施しております。

多面的機能支払の広報活動ですが、毎年「ぐるみ」という広報誌を発行しております。今年も2回発行済み、3月にもう1回発行する予定になっております。それ以外の広報の取組といたしまして、今ちょうど期間中なのですが、宮城県図書館にパネル展示をさせていただいております。こちらは15枚ほどパネルを展示させていただいておりますので、もし機会があれば御覧いただきたいと思います。

事業評価と推進課題の検討ということで、1番目はこの施策検討委員会を8月に行ったものです。2番目に記載させていただいているのが本日の施策検討委員会になります。3番目に記載させていただいているのが新たな取組になりまして、多面に取り組むことによってどういった効果があるのかというのを検証しております。こちらは国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構と連携しまして、実際に地域で活動している組織の方から色々聞き取りを行ったり、活動報告等から得られる情報の分析を行ったりしまして、事業実施による地域コミュニティの維持・継続性という部分を確認しようとするもので、今年から令和4年まで3ヶ年の調査をする予定になっております。農山村地域の人口減少社

会による優位性を調査するのですが、一方で土地改良区等が支援することによって、改良区自身の運営上の効果や、農業水利システムの維持、賦課金の抑制、多面に取り組むことによる効果というものを合わせて検証していきたいと考えております。

アンケート調査の実施につきましては、各活動組織約 1,000 組織の方々に現状や今後の見込みを毎年聞いて、今後の方向性を決める上での参考としているものです。

その他といたしましては、農作業事故への対応ということで、今年度 19 件の事故が発生しております。昨年度から対比いたしますと、4 倍程度に事故が発生しており、先程お話しした「ぐるみ」での注意喚起や、研修会において草刈り作業等を安全に作業するための DVD 等を活用して注意喚起を促している状況です。

4 ページ目は市町村ごとの取組面積や事業費をとりまとめたものになりますが、詳細の説明は省略させていただきます。

5 ページ目から令和 3 年度の計画になります。こちらにも引き続きコロナウイルス感染症の影響等を受けるとは思いますが、会議や研修会等をできるだけオンラインで実施する等、令和 2 年度に引き続き事務の効率を図るための取組を進めてまいります。

取組目標面積は、令和 3 年度としては市町村数が前年度同様の 33 です。組織数が多少増えまして 980、認定面積は 628 ヘクタール増えまして 74,630 ヘクタール、カバー率は同様に 62%という内容になっております。

活動計画については、これまでと同様に広域化の推進や、土地改良区と連携して、事務負担を軽減するような取組を今年度に引き続き進めてまいりたいと思います。また市町村の事務処理体制の支援ということで、担当者会議等を開催し、きめ細かい説明等をして、担当者が替わったとしてもスムーズに事務処理を行える体制を整えたいと思います。

活動組織の円滑な運営支援においては、各組織に対する研修会等を実施するとともに、東北農政局が実施する各検査の対応と、活動組織の広域化及び体制強化の支援をしてまいりたいと思っております。

続いて 6 ページ目を御覧ください。活動組織への事務支援ということで、こちらが新たな支援内容になってございます。これまでお話ししたとおり、事務を担う方々が各組織でいないということを踏まえまして、例えば公務員の O B や、事務にある程度長けた人を地域に派遣できないかということで、現在、人材派遣会社と連携した検討をしております。こちらの取組を令和 3 年度は試行的に進めていきたいと考えております。

多面的機能支払の広報活動ですが、広報誌同様に年 3 回を発行する予定です。あとはホームページの更新と、今年度はコロナウイルスの関係でイベントでのパネル展示はなかなかできなかったのですが、今開催している公共施設でのパネル展示等に取り組んでまいりたいと思います。

事業評価と推進課題の検討ですが、こちらにつきましても今年度と引き続き、検討委員会を開催し検討を進めさせていただくと、例年同様アンケート調査の実施を計画しております。あとは先程説明したような事業効果の検証に継続的に取り組んでいく予定でございます。

その他としては推進協議会、こちらは各市町村が会員になっているのですが、事務局会

議を開催しまして、情報の共有化や、効率的な指導助言を行ってまいります。

次ページ目は参考資料ですが、多面の前段となる農地・水保全管理支払交付金という取組が平成19年から平成25年まで行われております。平成26年からが多面的機能支払の取組ということで、そこから飛躍的に取り組む面積、または組織の数が増えて、現時点では横ばい傾向の状況になっているところです。

下段につきましては取組毎の表になります。

8ページ目につきましては、令和3年度の概算決定額等の資料になります。概算決定額としては令和2年度と同額になっております。令和3年度の改正点として主だったものが2点ほどございまして、右下に「加算措置」という文字がございまして、この中の「多面的機能の更なる増進」ということでアンダーラインが引いてある部分が拡充になっております。1つが「鳥獣緩衝帯の整備・保全管理も対応可」、もう1つが「田んぼダムの推進」です。田んぼダムに取り組む地域が、その地域の1/2以上の面積で取り組むという場合には、10アールあたり400円加算されるという拡充内容です。それ以外に公印の省略や様式の簡素化が令和3年度から適用されるとなっております。

9ページ目からが広域化と事務委託の進捗状況についてです。令和2年度におきましては広域組織が46組織ほどございます。こちらにつきましては、令和3年度には2組織、村田町と丸森町で広域化の組織が設立される予定になっておりまして、令和3年度は48組織の広域組織が活動を実施いたします。10ページ目からが土地改良区等への事務委託の状況になってございます。今現在、土地改良区に事務をお願いしている組織が53組織ほどございます。あとは協議会等ということで、七ヶ宿と村田は協議会に事務をお願いしているということで、そちらが10組織ございます。あとは丸森町はまちづくりセンターに1組織をお願いをしている状況になってございます。

多面的機能支払交付金につきましては以上の説明になります。

大泉委員長：ありがとうございました。

それでは引き続き中山間地域等直接支払交付金についてお願いいたします。

石川班長：中山間振興班の石川でございます。座って説明させていただきます。資料の2を御覧ください。

1ページ目、令和2年度の実績（見込み）についてです。令和元年度の実績としましては市町村数が13市町村、協定数が234協定、取組面積が2,314ヘクタールでございました。令和2年度からは対策が変わりまして、第5期対策のスタートの年度ということで、再度、計画書を作成して実施しております。その見込みになりますけれども、市町村数は13市町村、協定数が212、取組面積が2,166ヘクタールということで、協定数・取組面積ともに減少をしております。この詳細につきましては、めくっていただきまして2ページ、こちらの上段の表になってまいります。各市町村毎に令和元年度の実績、それから右に令和2年度の実績の見込みということで、一番右側にはその増減を集計しております。協定の廃止ですけれども、一番多いのが栗原市、それから気仙沼市が続いております。面積の減で

ございますけれども、一番多いのが七ヶ宿町の 37 ヘクタール、次いで栗原市の 28 ヘクタールということで、こちらは協定の廃止による面積の減少に繋がっております。

1 ページに戻っていただきまして交付額でございます。R 元年度の実績は総額として 3 億 4,472 万円、R 2 年度の実績としましては 3 億 2,025 万 2,000 円ということで、協定数・取組面積も減りまして 2,446 万 8,000 円の減、約 93% の前年度比になっております。法指定によります通常地域の負担割合ですが、国 1 / 2，県 1 / 4，市町村 1 / 4 となっております。この他に法指定ではない県の特任地域というものを設けておりまして、こちらの負担割合が国 1 / 3，県 1 / 3，市町村 1 / 3 で交付しております。

続きまして活動実績でございますが、担当者会議及び研修会等としております。

担当者会議につきましては、多面的機能支払交付金と合同で、令和 2 年 6 月 12 日に開催しております。参加人数は 35 名で、制度の説明会のほか、会計検査の動向について説明いたしました。

協定活動支援研修会につきましては、今年度は新型コロナウイルスの影響によって開催しておりません。その代わり、直接支払についての関係資料を作成し、各市町村をとおして活動協定に配布するというのを今年度中に行ってまいります。

指導及び支援体制の強化につきましては、抽出検査を実施しております。こちらは 3 月まで実施予定で、県の地方振興事務所も同席して指導の支援をしているものでございます。

2 ページの下段の表になりますけれども、こちらは第 1 期対策から第 5 期対策までの協定数・面積・事業費をまとめたものです。今年度は実績見込みを反映しております。

3 ページ目、令和 3 年度の計画につきまして御説明いたします。まず、令和 3 年度の取組面積等につきましては、組織数・協定数が 212 で、上段の R 2 の実績見込みと比べても変わりはありません。それから取組面積が R 2 年度の実績見込みで 2,166 ヘクタールのものが 3 年度は 2,213 ヘクタールということで、増加の見込みになっております。交付金につきましても 3 億 2,200 万円から 3 年度は 3 億 3,900 万円となります。こちらの主な変更点でございますけれども、取組面積の変更につきましては丸森町・大崎市・加美町・栗原市・気仙沼市で「面積を増加したい」との要望が出ております。また、交付単価につきましても、基礎単価の 8 割単価から体制整備単価の 10 割単価に変更したいということで、丸森町・仙台市・大崎市・加美町・栗原市・気仙沼市から要望が出ている状況で、今回面積と交付額が増加になっております。

続きまして令和 3 年度の事業計画でございます。市町村担当者会議と活動支援の研修会の開催について、特に研修会については、令和 2 年度は新型コロナウイルスの影響により開催見送りとなりましたが、協定の役員の多くに参加いただき、より制度の理解向上と意欲の醸成を図るため、来年度は開催していきたいと考えております。また、市町村の担当者会議につきましても、令和 2 年度と同様に開催しまして、事務処理について適正に行われるように説明していきたいと考えております。

2 番目としまして、指導及び支援体制の強化でございますが、これも今年度同様に抽出検査を行いまして、県の指導も入れながら実施していきたいと考えております。

3 番目の事業評価と推進課題の検討、こちらは宮城県農村振興施策検討委員会の開催を

いたしまして、皆様方に御意見をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

最後になります、実施状況の公表ということで、令和2年度の中山間地域等直接支払制度の実施状況が毎年公表されておりますが、今年度の分につきましては8月の末までに公表するというので例年どおり進めておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

4ページ目、棚田地域振興法に係る宮城県の取組について御説明をいたします。

宮城県の棚田地域振興法の状況についてですが、前段として令和元年度の6月に議員立法によりまして棚田地域振興法が成立しまして、この法律に基づく棚田地域の振興に関する基本的な方針が8月22日に閣議決定されております。これは貴重な国民的財産である棚田を保全し、棚田地域の有する多面的機能の増進を図ることを目的としております。棚田地域振興法における指定棚田地域の指定を受けることによりまして、棚田地域振興関連事業の様々な優遇措置を受けることができるとしております。これにつきましては、県内にこういった指定棚田地域がないかどうかということで、現在地域の掘り起こしを進めている状況でございます。

まず、棚田地域振興法に関しまして、棚田地域の定義を御説明をいたします。

1つ目が昭和25年2月1日における市町村(旧旧市町村)の区域であること。そして2つ目が区域内の勾配が1/20以上の土地にある一団地の棚田面積が1ヘクタール以上あることとされております。この指定棚田地域の指定を受けることによって中山間地域等直接支払交付金における優遇措置というものがござひます。これは第5期対策になって新たに出てきた優遇措置でござひまして、特認地域の補助率の嵩上げになっております。法指定によって、通常のものの特認地域というものがござひましたが、指定棚田地域に認められますと、県特認地域であった所はその棚田の区域に入れば、負担割合が通常の地域の負担割合になりまして、1/3の国の負担割合だったものが1/2となり、県1/4、市町村1/4と、県と市町村の負担割合が減ってくるという優遇措置を受けることができます。

また、中山間地域等直接支払交付金の新たな加算として、指定棚田地域振興活動加算を付け加えることができます。認定を受けた場合の対象農用地について、田んぼですと1/20以上、畑ですと15度以上という急傾斜農用地に対しまして、新たに10アールあたり1万円の加算を受けることができます。ただし、目標を達成できなければ遡及返還の必要があるということで、1つ目が棚田等の保全、2つ目が棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮、3番目が棚田を核とした棚田地域の振興となっており、こういった活動ができないと遡及返還する制度となっております。

現在、個別に打合せを行ってきた市町村でござひますが、白石市から南三陸町まで個別に説明をいたしまして、棚田地域として指定ができる地域がないかということでの掘り起こしをしているところでござひます。

単独事業でワークショップを開催している地域としましては、棚田地域としての取組ができそうな地域を選定し、元年度からワークショップを行っております。その取組としまして、まず丸森町の大内青葉集落、2つ目が丸森町の大張沢尻集落、3つ目が栗原市の蓬田集落で、今のところこの3集落についてワークショップを行いながら掘り起こしをして

いる状況でございます。この中で丸森町の大内青葉集落につきましては、制度に対する理解を深めていただいている状況でして、指定に向けて活動できないかということで、今のところ1つ頭出ている状態でございます。

今後の予定としましては、早ければ令和3年6月に指定棚田地域の指定申請書の提出を進めていければというところで考えております。これに伴って10月には丸森町から指定棚田地域振興活動計画の認定申請書の提出を受けて、国へ申請する予定で進めております。

5ページの資料につきましては、直接支払交付金の令和3年度の概要になります。参考に付けましたのでお時間のある時に見ていただければと思います。直接支払につきましては以上でございます。

大泉委員長：ありがとうございます。それでは、みやぎの地域資源保全活用支援事業について御説明をお願いします。

二階堂班長：交流推進班の二階堂です。私から説明させていただきます。資料3になります。

1ページ目を開いていただきまして、まずこの事業についてですが、中山間地域等の農地や土地改良施設の有する多面的機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図るため取り組んでいる事業になります。こちらは積み立てた基金を運用し進めていく事業なのですが、基金の運用見込みということで、令和2年度の実績の見込みとしましては、基金の元本が6億7,222万5,000円、基金の戻し入れが62万2,000円、基金の取崩が719万4,000円、基金の運用益が465万7,000円ということで、金利がかなり低下してきているということで、運用益も減少傾向となっております。

主な取組ですが、ふるさと水と土指導員・保全隊に対する補助ということで、県内11の保全活動に対して補助をしております。また、農美里フォトコンテストということで、農業農村の魅力を広く紹介するためのフォトコンテストを開催しております。今年度につきましては、募集作品が110点で、例年より若干減ったのですが、主に学生からの投稿が減っております。コロナ禍で写真部等部活動が休止になっている状況等が影響しているようです。各賞の発表は今月末に予定しております。

続きまして2ページ目になります。指導員・保全隊の研修会につきましては、コロナウイルスの影響により中止させていただいております。

地域住民活動促進事業については2つの事業を実施しております。まず地域資源等保全活用支援事業といたしまして、気仙沼市の赤岩・八瀬地域において地域資源を活用するワークショップを開催して、地域住民と合意形成を図った取組が一つございます。また、大崎地域では、世界農業遺産の巧みな水管理システムを構築する水管理基盤において、施設の由来や歴史等を調査してデータベース化し、啓発の推進に取り組んでいきます。

もう一つは、地域文化等継承活動支援事業ということで、鳴子温泉の鬼首地域におきまして、高齢化に伴い鬼首神楽を担う人々が減少し、題目によっては演武できないものが出てきたということで、神楽の活動の情報発信や、新たな参加者を集えるような活動を展開しております。

事業実施計画における成果目標につきましては、詳細は省略させていただきます。

3 ページ目が令和3年度の計画になります。基金運用の計画ですが、基金の元本といたしましては、6億6,000万円、基金取崩が1,200万円、運用益が400万円程度を見込んでおります。主な取組といたしましては、本年度と同様ですがふるさと水と土指導員・保全隊に対する補助ということで、こちら県内11の取組の他に新規として2つ見込んで、全体で13の取組に対して補助を行う予定にしております。農美里フォトコンテストにつきましても、来年度も開催する予定です。

4 ページ目に移りまして、今年度は実施できなかった研修会等の開催を予定しております。

地域住民活動促進事業につきましては、今年度と同様気仙沼地域と大崎地域、また選定はこれからですが新規地域についても見込んでおります。地域文化等継承活動支援事業につきましては、鬼首地域の活動支援を実施していく予定です。

新たな取組としては、地域住民活動の人材育成ということで、農業大学校と連携いたしまして、大崎地域の世界農業遺産の巧みな水管理システムの維持継承に向けた人材育成を図ってまいります。こちら具体的には1年生・2年生のカリキュラムに組んでいただいて、大崎市が中心となって講師となって進めていくものですが、それに対して支援していくという内容になってございます。

国の事業実施計画における成果目標につきましては、今年度同様3つほど挙げさせていただきます。

次ページが先程お話ししたフォトコンテストのチラシになります。裏面では、昨年度受賞した各賞の写真を載せております。宮城県知事賞につきましては、高校生の女性が受賞された棚田の写真です。それ以外にも各賞どれも素晴らしい写真となっております。

最後に、事業の制度概要を載せさせていただきましたが、こちらについては詳しい説明は省略させていただきます。説明は以上になります。

大泉委員長：ありがとうございました。

事業について事務局から説明がありましたが、この3事業を一括して、委員の皆様から御意見をいただきたいと思っております。確認したいこと、質問等、どなたからでも結構ですので、どうぞお願いします。

鳴谷委員：現場を2回見せていただいて、現場の活動組織への支援が一番重要ななと思っております。多面的機能支払交付金であれば、土地改良区による事務の推進や、公務員OB人材の活用、人材派遣企業との連携も検討されているのはとても良いと思ったのですが、中山間地域等直接支払の活動組織も本当に大変だなと思うのですが、同じように支援策はとられておられないのでしょうか。

石川班長：中山間地域等直接支払については、例えば七ヶ宿町では第1期対策から協議会を立ち上げていただきまして、協議会が事務処理を全て担っているというケースがございま

す。他の市町村にも同様な対応がとれないか話をしております、同じような仕組みが各地域で整えられていけば、事務的負担の解消につながるのではないかと考えております。

齋藤課長：課長の齋藤でございます。御質問ありがとうございます。人材育成も含めての話で、現場からは地域のリーダーの高齢化により、業務が大変だというお声が随分上がっております、県や町の職員、関係する農協等も含めて、指導側の人材も不足しているという状況でございますので、来年度の新規事業としてこれらを支援する仕組みを作りたいと検討しております。一つが先程説明させていただいた人材派遣会社と連携した取組、もう一つはボランティアも含めた、現職である我々県職員が現場に行ってボランティア的な活動を行う考え方を持っております、その仕組みづくりに取り組んでおります。具体的には携帯を活用して地域側と人材側がそれぞれ登録を行い、両者をマッチングする仕組みを考えております。来年度動き始めたら皆様にも再度情報提供できると思いますので、よろしく申し上げます。

庄子委員：多面的機能支払において、活動中止になった組織の詳しい理由が分かれば教えてくださいたいです。

二階堂班長：活動中止となった組織のほとんどが気仙沼市の組織です。沿岸部においてかなり小さい面積で活動されていた組織がかなりの数廃止になっております。他の地域と状況は似ておりますが、活動する方々が居なくなったのが理由で、極端な所だと1人しか残っていませんという状況になって、お辞めになっているという話は聞いております。

庄子委員：活動が中止してしまった組織は、近くの組織と統合されることはないのですか。

二階堂班長：平場等、ある程度一定的な人数がいる地域ですと、統合等も可能だと思うのですが、かなり点在しているので、なかなか他の地域と一緒にすることが地理的にも難しい状況のようです。

庄子委員：これからも、面積が小さく、活動人数もある程度少ない組織で活動が難しそうだなと予測がつく地域が出てくると思うのですが、例えばそういった組織の相談窓口等は検討されていますか。

二階堂班長：多面的機能支払交付金を推進する上で、県の推進協議会を作っております、そちらで各組織や市町村の相談を随時受け付けて、対応させていただいている状況です。

小野寺部技術副参事：補足ですが、我々としては組織を継続してほしいのは確かなのです。そのためにはこうした事業が集落機能を維持するために必要な施策だと考えていて、現場では地域皆で一緒に活動することで、「何気ない話をするのが良い」って仰っていただいて

いるのです。隣の集落と集落が一緒にできるかと言えば、あらゆる調整が一筋縄ではいかないものがございまして、難しさを感じています。現場は高齢化もあって、絶対的に人数が減ってきているため、大きい担い手の方に全部お任せするというかたちになってしまうと、今度は法人が主体で動くような傾向にもなってきてしまい、地域主体の趣旨からは外れてしまうのかなと悩みながらやっております。

先程事務局から話したとおり、事務等の負担をどうやってお手伝いするか、国もデジタル化の推進を進めていく流れになってはいますが、市町村にほとんどの権限が落とされているので、なかなか我々が市町村を手取り足取り動かすというのは難しい状況にあります。そこで、人材派遣会社等と組んで、公務員や企業、JAのOB等を活用して、支援のあり方を構築できないかと考えているということです。

庄子委員：農村の高齢化が進んでいて、例えば皆さんはパソコン等持っていらっしゃるのですか。

小野寺部技術副参事：あまり持っていないというのが現状です。

庄子委員：そうした整備への支援は難しいのでしょうか。

小野寺部技術副参事：パソコン機器等の導入については、制度上購入やリースができるしくみとなっています。ただし、会計の担当が高齢になってもずっと同じ方というところがほとんどなので、そうした人達がゼロから全部覚えてやるのは難しいと思います。現状では、若い方に事務的負担の部分だけでもお手伝いしてもらおう方がいいと考えています。

島谷委員：御説明ありがとうございます。今日御用意いただいた資料は、数年前に比べるとシャープにまとめておられてとても分かりやすく、説明を伺うと色々なことに気を配られ、きめ細かく対応しておられることが良く分かりました。ただ、こうした事業は活用する側が実際にどう捉えて、お感じになって、何に困っているのか、何が足りないのか、前は出来なかったけれども出来るようになったことは何か、あるいは新しい問題点は何かといった視点を、もう少し資料の中に書き込んでいただくと良いと思います。例えば「アンケートを行いました」とありますが、その結果は全く触れられておりません。お伺いすると色々取り組んでいらっしゃるようですので、アンケートの結果等を資料に盛り込んでいただくと各地域の皆さんの取組内容がもっと理解できると思います。

それから、県の指導と、市町村、実際の組織での課題の認識が異なることも考えられるので、そこを押さえていただいて、「ここが問題点なのでこのような対応をしています」と記載して頂くとさらに分かりやすくなると思いますし、その上でもっとこうしたら良いのではないかと申し上げられるところが出てくるかもしれません。

質問なのですが、資料3について、気仙沼や大崎を選んで今後も続けられるということ、他の新規地域をこれから決定するというお話でしたが、これはどなたがどのように内

容を精査・決定されているのでしょうか。

二階堂班長：新規地区につきましては、県の出先機関である地方振興事務所をとおして各市町村に聞き取りを行い、この事業の趣旨に沿った取組であるか、耕地や土地改良施設を有する資源を發揮して、地域活動の活性化に繋がる取組であるかを我々もその地域に行ってお話を聞かせていただき、事業の趣旨に合致したものであるという確認が取れましたら、事業化として進めていきたいと考えております。

島谷委員：そうするとその事業の進捗については、この会議でまた御報告いただけるということなのでしょうか。

二階堂班長：そのようにしたいと思っております。

大泉委員長：確かに、以前は会議の時間帯で全部報告ができないこともあって、資料をスリムにしてほしいとずいぶんお願いしてきた経緯があったので、情報不足になったかもしれません。島谷委員の仰ることはもちろんです。ありがとうございます。

寺田副委員長：みやぎ農業振興公社の寺田でございます。遅れてすみませんでした。

2点ほどお聞かせいただきたいと思います。多面的機能支払交付金について、令和3年度から鳥獣害対策に加算措置されるという点は、大変良いことと思っております。また、指定棚田地域の指定に向けて、3つほど地域が候補に挙がっていて、その中で一番進んでいるという大内青葉地区は、確か去年の現地調査でお伺いしたと思います。その時に地域の代表と地域の方々から、鳥獣害の話が出ていまして、あの時は農家や集落レベルでの対策はもう限界だと、罾をいくら作ってもなかなか入ってこないし、範囲も広がってきたし、なかなか手に負えなくなったので、県なり全国レベルの中で頭数調査をしながら調整していかないと、抜本的な対策にならないという御要望があったと思います。その後、国や県でもし動きがありましたら教えていただきたいです。

そして、先程島谷委員からもございましたが、アンケートをしました、こんな取組をしましたという報告は良いのですが、その地域の中で特徴的な活動があると思うのです。例えば去年現地調査に行った大内青葉集落の中では、色麻町の事例を参考にエゴマの栽培をやったり、加工品を作ったりしているというお話がありました。このように各集落で特に特徴的な部分や、去年と比べて新たな取組、面白い取組等を紹介していただくと、この3つの対策のイメージがよりはっきりすると思いますので、今後検討いただければと思います。その2点よろしく申し上げます。

齋藤課長：質問ありがとうございました。1点目が大内青葉の鳥獣の関係でございます。鳥獣被害については、寺田委員からのお話のとおり、現場でもかなり苦慮されているということで、色々な御要望がございました。その中で御質問にあった調査の関係ですが、当課

から環境生活部に対して、要望内容の共有と調整をさせていただいているところです。ただし今年、豚熱関係の対応がございまして、調査実施をするかどうかを含めて、具体的には進んでいないのが正直なところでございます。引き続き環境生活部と調整していきたいと思っております。なお、仙南地域において、重点的に鳥獣被害防止対策を徹底しようということで、別途今年度急遽事業を立ち上げ、4町に対して、丸森町についても大内青葉地区をモデル地区にさせていただいて、これまで行ってきた対策の検証をさせていただきました。そこで出てきたのが、イノシシやサル対策の柵の張り方について、専門家に指導をいただいて、張る位置や張り方、機材等の見直しをして、ワークショップという形で勉強会を含めて現在進行しているところでございます。これにより現実的に被害がだいぶ減る方向になるのではないかとと思っております。住民の方々もやる気がございますので、引き続き支援していきたいと思っております。大内青葉を含めて、その取組が市町村からもかなり評価をいただいております。柵の設置、いわゆるワイヤーメッシュというものを張ると、耐用年数として14年ほどは自分達で管理をしなければならないことになるので、それを踏まえてメンテナンス上無理のないところを再度確認し、大内青葉の方々と、当課及び事務所とで、専門家の意見を聞きながら進めているところでございます。

2点目につきましては、寺田委員、島谷委員から御意見をいただきましたので、もう少し報告の仕方について、委員の皆様を理解していただけるような資料の作り込みを工夫させていただきたいと思うので、どうぞよろしくお願ひします。

大泉委員長：ありがとうございます。2時間弱の委員会時間で、計画と実績の報告で例年50～60分掛かっていました。それで報告を短く、ディスカッションを多くということをお願いしていた経緯もありまして、説明時間は例えば15分程度にして、皆さんがお聞きになりたい特徴のある事例や、興味があるような部分について報告いただけると良いかもしれません。すぐにというわけにもいかないでしょうから、少し考えてみていただければと思います。

高橋委員：今の鳥獣害の関係でいうと、私もこの間の視察に参加して色々お聞きしたなかで、柵や道具についての補助は手厚くなりましたけど、一番欲しいのは人手なのだという話が強くありましたので、そこをカバーする方式、例えば柵の設置やメンテナンスについて、順番に何年か周期で回るような仕組みがあると良いと思います。地元の人だけでは難しいと思うので、県全体で取り組む仕組みがあったらよいと思いました。

大泉委員長：ありがとうございます。農村地域は大体そういう問題へ最近行きつきつつありまして、自助が段々難しくなってきました。中山間地域等直接支払を20年間やってきて、段々それも横ばいではありますけど、今はとりわけ鳥獣被害対策に関して、みんなでやるということも必要ですけど、専門の力も必要な状況で、そうすると公ないし民間が入ったの仕組みを考えないと全国的に難しくなるであろうという感覚を皆さんお持ちだと思います。

齋藤課長：高橋委員から御意見いただいたので、県としての補足となりますけれども、我々農政部の所管としましては、農作物の被害防止が任務となりますが、地域側から見ればそのための防護柵を張るのが大変だとか、捕獲する側も高齢化によって人手がないということをお意見いただいております。仙南地域では、大河原地方振興事務所に今8人の県警OBが配属されておまして、最近捕獲作業に協力してもらっておりまして、8人がそれぞれの町に張り付いて実際の捕獲作業を行っております。来年度については、今の予定ですとさらに2人増やして10名の体制にすることを考えております。これでものすごく捕獲頭数が増えるということではないのですけれども、支援できる部分についてはできる範囲で、ちょっとずつではございますが地元の要望に応えるような努力はさせていただいております。引き続き県庁全体の中で情報共有しながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

遠藤専門委員：組織の課題ということで、事務支援の部分がどんどん進んでいるということで良かったと思われ報告を伺っておりました。組織の課題としては、事務的な負担の他に、マネジメント上の人的な悩みというもの大きいと思います。この取組は国の仕組みなので、運営面や人的な課題は、全国共通の部分があると思うのですが、課題別の対策アイデア集のようなテキストがあるのか教えてください。

また、県や事務所の職員と市町村の職員がどのようにチームを組んで、その集落単位の組織を支援していくかという点についてですが、チームワークになってくると思いますが、さらに連携しながら効果的にできると良いと感じておりました。また、全国的なテキストも地域毎にカスタマイズすることも必要ですし、組織のリーダー層に対しても、困ったことができたらしらどうしようというのではなくて、ある程度勉強する素材があると良いかと思っておりますが、いかがでしょうか。

二階堂班長：多面のテキスト的なものというのは、当県で手引き等は取りまとめております。ただ全国ベースでのものは今のところはございません。県で定めている手引きにつきましても、ある一定のひな型は国から提示されますので、大体他県も同じような内容でのテキスト等を作っているかと思っております。

チームワークにつきましては、多面を実施する上での県の基本方針を定めておまして、その中で、県が行うべき役割、市町村が行うべき役割、県にしても本課で行う部分、事務所で行う部分というのを区分させていただいて、チームワークを組んで活動組織の支援に当たる体制を進めております。

小野寺部技術副参事：補足しますと、全国の事例集というのは仰るとおりでございます。ホームページにも掲載されておりますが、そこに出てくるようなものというのは、地域の現状と同じ目線のものというよりは、優良な事例が取り上げられているのが実態です。事業のスキームとしては、組織が計画を立てて市町村に認めてもらうことにはなりますが、なかなか

か市町のマンパワー不足という課題もあり、上手く回っていないというのが実態です。私達も制度の遵守等、できる限りの周知徹底は図っております。ただし、事務の軽減等については、市町からなかなか理想どおりには動けないという話もいただきますので、ではどうしたら良いのかということをお話し合いながら進めているというところでございます。

大泉委員長：承知しました。集落問題については、地方創生等と一緒に様々な切り口がありますので、農政の観点から議論しようとしても結局全体に影響する面があって、集落、市町村、県で組織的な立場が変わってくるから解決が難しい面もあるかと思えます。

さて、そろそろ時間となりますので、「みやぎ農山漁村交流拡大推進プラン」の議題にまいるしたいと思います。事務局から説明をお願いします。

二階堂班長：交流推進班の二階堂です。私から説明させていただきます。お手元の資料の資料4を御覧ください。

「みやぎ農山漁村交流拡大推進プラン（案）の概要」とありますが、みやぎ型グリーン・ツーリズムの行動計画が第4期ということで、今年度終了を迎えます。そして現在、農山漁村と都市との交流事業もかなり変化している状況を踏まえまして、新たに農山漁村交流拡大推進プランとして、今後の都市農村交流の推進方向を育てることにいたしました。

まず、プランの策定の背景と目的です。こちらは平成17年度に先程お話ししたグリーン・ツーリズムの行動計画を策定しておりまして、これまでグリーン・ツーリズムの実践者への支援を行ってまいりました。しかしながら、農山漁村の人口減少、高齢化が加速しておりまして、集落機能が低下する等、農山漁村の置かれている状況はより一層厳しい状況になっております。そのような中で、従来のグリーン・ツーリズムに加えまして、「農泊」や都市部の企業との連携等、様々な交流の形態が組み立てられてきております。これらを含めまして、より多様な都市農村交流を推進すべく今回の農山漁村交流拡大推進プランを策定することにいたしました。

プランの目標ですが、多様な人材、人々を巻き込んだ都市農村交流を推進することにより、持続可能で自立した農山漁村を目指すということを目指しております。プランの期間につきましては、食農条例の見直しとあわせて、これまでの4年の行動計画から、5か年の計画としております。

プランの構成ですが、第1章につきましてはプランの策定にあたっての背景や目的、農山漁村の課題等を整理しております。第2章につきましては、プランの基本理念と方針を定めまして、目標達成に向けた方針の概要を整理させていただいております。第3章につきましては、方針に従って支援する取組を定め、これに基づいて具体的な支援を展開していく内容となっております。

スケジュールにつきましては、今後は庁内や推進団体から御意見をいただきまして、実効性のあるプランへ仕上げていく予定でございます。

資料の裏面ですが「推進プランの基本方針（取組）の支援のイメージ」ということで書かせていただいております。

まず、地域の交流や関係人口の拡大につきましては、想い・ネットワーク・スキルの3つのステップを整理しております。体制を整えたのち、交流のためのコンテンツ作りが必要になってきます。コンテンツにつきましては農業体験や祭り、食文化や宿泊等様々なものになります。さらにコンテンツが充実すれば、それを対外的に情報発信して集客を図っていく必要がございます。それによって関係人口の増加に繋げていくという流れで整理しております。

この推進プランでは、3つのステップを支援していくための4つの方針を位置づけております。方針1については、体制整備でございまして、県庁内の連絡体制や市町村、関係団体との連携・情報交換といった体制を構築していきます。

続いて地域の体制の支援を方針2に位置付けております。ここでは地域組織の育成と人材の育成を支援していく予定でございます。

方針3では、地域のコンテンツ作りを指針としていくものでございます。ここにつきましては、地域資源を有効活用した交流コンテンツ作りを行っていくほかに、新たに都市企業との連携を目指した体制とコンテンツ作りを支援していく予定です。

最後の方針4ですが、情報発信への支援として地域やそこで体験できるコンテンツのほか、民泊等の情報を盛り込んだホームページの作成や、SNSでの情報発信を行っていくこととしております。

このような4つの方針に基づいて支援を展開することで、今回策定する推進プランの目標であります多様な人々を巻き込んだ交流活動により、持続可能で自立した農山漁村づくりを支援していきたいと考えております。説明は以上になります。

大泉委員長：ありがとうございます。これについて御意見をいただきたいということなのですが、「みやぎ型グリーン・ツーリズムの推進方向」という従来の計画が恐らく基礎知識として入っていないかもしれませんので、なかなか議論しづらいところがあると思います。

ただ、それぞれが専門家でありますので、普段お考えのことを踏まえて御意見いただければと思います。ちなみにこれは次の名前も「グリーン・ツーリズム」を使われるのでしょうか。

齋藤課長：私から回答させていただきます。グリーン・ツーリズムの名称につきましては、まだ仮称ではありますけれども、次期計画からは「みやぎ農山漁村交流拡大推進プラン」という名称に変更したいと考えております。理由としては、グリーン・ツーリズムの推進としてここ10年以上取り組んできたわけですが、世の中の動きと現場で実際に活動されている方々の動きをもう少し広く捉えた計画にしたいという思いから、名称を変更し、内容については現計画のグリーン・ツーリズム行動計画をベースにしつつ、さらにパワーアップするようなかたちで、現在動いている活動の内容等を踏まえて、新しい計画を作りたいという考えでございます。

大泉委員長：ありがとうございます。農山漁村に交流人口を増やしていくというのがベース

になるのでしょうか。

齋藤課長：そのとおりです。

寺田副委員長：こちら3月下旬に策定となっておりますが、プランは大体出来上がりつつあるという理解でよろしいのでしょうか。

齋藤課長：はい。

寺田副委員長：そうしますと、プランのイメージは大体分かりましたが、具体的な数値目標は如何ですか。例えば出口の部分としては「交流・関係人口の増加」とありますけども、今いくらぐらいの交流人口を、5年間でどれほど増加させる目標でいらっしゃるのでしょうか。

あるいは農業体験や農家民泊のための施設がどれぐらいあって、それをどれくらい増やすのか等、もし具体的な数値目標があれば教えていただければと思います。

齋藤課長：現在作業を急ピッチで進めているところでございますが、今年見直されている「食と農の県民条例基本計画」の数値等も踏まえまして、このプラン上では、昨年立ち上げた交流拡大プラットフォームの参画者数を、ゼロから55に引き上げ、また、都市と農村の交流活動に参加した人数について、現在の284人から320人にすることが目標数値になっております。

なお、今申し上げた数値はまだ案の段階でございまして、再度ここは整理させていただきたく思います。

寺田副委員長：控えめな数値ですね。桁が2つぐらい違うような気がしますが。

齋藤課長：現在のプラン上では、交流人口として数値を捉えておりまして、新プランから初めて関係人口という捉え方をすることもありまして、数値に関しては再調整をさせていただきたいと思います。

伊藤委員：当事者の意見になってしまいますが、一番私達が心配しているのは、何かやりたいと思っても、どういう人を対象にするか、集客に関する悩みがございまして。来年度に向けて、東京から80人ほどの中学生を教育旅行で受け入れ、農作業体験をしていただくことを5月に企画していましたが、残念ながらコロナの関係で2週間前ぐらいに延期が決まりました。ただ時期がずれてしまうと農作業体験自体ができるかどうかという懸念があって、集客の体制について、個人だけではなく町等様々なところで支援していただくと、もっと交流人口の拡大につながるかと思いました。

それと、先程のみやぎの地域資源保全活用支援事業の説明の中で、大崎の世界農業遺産

の取組が非常に良いなと思ったのですが、実は地元の南郷高校でも、水路の清掃とか草刈りのお手伝いを今年度実施していました。また、鳥獣被害対策で、柵をするのにも人手不足という話がありましたけれども、そういう高齢者の住む地域に出向いて、高校生が柵を張るお手伝いをしてくれたのです。

ですので、OB活用のお話もありましたが、ボランティア的な人材の活用もあるのかなと感じております。

大泉委員長：ありがとうございます。高校生や大学生が農村交流でどんどん農村の中に入っていくということですね。人材不足のマネジメントに加えて、こうしたボランティア支援をとおして、若者の都市農村交流を増やしていくという視点はこのプランの中にございますか。

齋藤課長：新プランの中に、そうした視点は入れ込みたいと考えております。

伊藤委員からお話があった世界農業遺産の関係の事例については、南郷の生徒が鳴子に行って作業された事例のことと思いますが、これを援農ボランティアと呼ばせていただくと、そうした取組は当課でもこれまで支援させていただいております。本日御説明を申し上げたこの3事業以外に、集落の体制づくりを支援する事業が別途ございまして、8つの集落を支援対象にしております。先程御説明した鳴子のほか、別地域で7地域に入り込んで、集落の方々とお話をして、その中で大学生等に農作業の手伝いをしてほしいという要望もあって、ボランティアで参加していただける人を募集する取組をやらせていただいております。

今後は、先程も御説明しましたが、そうした地域の要望と、地域をお手伝いしたい方々を分かりやすくマッチング出来るような仕組みを開発中でございますので、そういう需要がある集落については、地方の事務所も含めて、御希望に添えるような支援を今後も考えたいと思いますし、皆様に情報提供していきたいと考えております。

大泉委員長：「需要がある集落」というのは、学生に来てもらいたいという需要ですか、それとも学生が行きたいという需要ですか。

齋藤課長：現場、受け入れる側の需要です。

小野寺部技術副参事：世界農業遺産に関しては、まさにみやぎの地域資源保全活用支援事業が目指す、地域資源である農業水利施設を未来に保全していこうとする取組と認識してやっております。文屋専門委員にも、内川の語り部ということで活躍いただいているところです。大崎市ほか4町の調整を今後はより推進するべく、来年からは県農業実践大学も始めさせていただきますが、高校等との調整も徐々に進める等、チャレンジしていきたいと思っております。

大泉委員長：説明を伺っていると、沢山の事業があるようですね。整理が難しくなってくる面もありますが。

齋藤課長：こちらの計画については、本日は骨格の部分だけの説明で大変申し訳ございませんが、御指摘があったように、具体的な中身が分からないと委員の皆様もコメントしにくい部分があるかと思えますので、これは再度もう少し詳しい内容を見ていただいて、御意見をもらえるようにしたいと思います。

文屋専門委員：この推進プラン基本方針という説明を受けて、素晴らしいと思いを聞いておりました。一般的に農業従事者の高齢化が進行する中で、後継者もなかなか育たない現状がございます。そういう社会情勢の中で私も一地域の区長をしておりまして、空き家や空き地対策、地域に抱える問題に当たるわけですが、このプランは需要があるところでは非常にマッチングするのではないかと感じます。

なお、お伺いしたいのですが、例えば実践の人材の育成・活用等に関して、組織を育成するための支援窓口はあるのでしょうか。

それから鳥獣被害対策について、狩猟を行う事務所職員を10人程増やすという話もありましたが、生産性に伴わないと自分なりに考えております。昨年の現地調査で、課長からイノシシは出荷規制があるという話もございましたが、手段の一つとしてジビエ等の活用も狙えないかと考えているところです。

齋藤課長：御意見ありがとうございました。このプランに限らずですが、窓口のお話でございますが、地域の集落からの相談の受け手は、ダイレクトに当課の方でも動いている部分がありますけれども、基本的には地方の事務所が事業の窓口になります。また、市町村をとおしてでも構いませんので、ぜひ御活用いただければと思います。相談窓口について分かりやすい体制をつくっていきたいと思います。

また、ジビエの話もございましたが、県内各地で「食肉として考えたい」という声がここにきて挙がっているというのが事実でございます。ただ、御承知のとおり本県については、福島原発の放射能の関係で、県一律に流通の規制がかかっておりまして、販売用に売る行為は今のところ出来ないということになっております。自分で食する上では問題ないと思いますが、流通させることができない状況です。クマ肉・イノシシ・シカもそうですが、ただしニホンジカに関してのみ、石巻・女川の地域の3つの業者だけが一部解除ということで、御使用になる肉を全て放射能検査して、100ベクレルを超えていなければ流通可能となっております。使う肉を全頭検査する取扱いということで、そちらが一部解除と国から認められているのが県の実情です。

大泉委員長：分かりました。「新たななりわいのモデルづくり」ということが何を意味しているのかということですね。伊藤さんや文屋さんが新たな事業をやられて、それによって交流人口が増えれば一つのビジネスになりますし、そこに県や市町村が協力していただ

く、そういった話をイメージしながらこのプランを作っていただくということによろしいでしょうか。実際には要望が沢山あると思いますので、それを拾い上げて全体として紹介していくようなシステムにしていただければよいと思います。

庄子委員：今のプランにつきまして、観光の観点から3点ほどございます。観光では持続可能な観光から、再生可能な観光というふうに言われておりまして、リジェネラティブな観光として、「観光光景の見える化」ということを非常に大事にしています。例えば今出てきた援農ボランティアのような課題解決と観光をマッチングさせると、持続可能から再生可能な観光になるので、そういった考え方をベースにプランが出来てくると一つに繋がってくると思いました。

また、コロナ禍の中で「マイクロツーリズム」が進められていて、教育旅行、特に修学旅行先が関東圏や北海道から県内に移って、色々な学びが展開されています。それがとても評価が高く、非常に地域の勉強になっています。このプランの中でも、出来れば教育機関をさらに分けて、例えば地域学習の場として位置づけると非常に良いかなと思いました。

あとはもう一つ県が推奨している「ワーケーション」が進められているので、どこかに盛り込んでいращやるのかもしれませんが、ワーケーションの考え方も位置づけていくと良いと思いました。以上3点でございます。

大泉委員長：ありがとうございました。具体的な課題解決型の御意見ですね。マイクロツーリズムは首都圏だと大変ですが、県内なら大丈夫かと感じられます。ちなみにワーケーションも県内で行われているのでしょうか。

庄子委員：はい。推進協議会を立ち上げています。

大泉委員長：分かりました。宮城県も都市部と農村部がありますから、都市部からの移住等も含めてのプランということになりますかね。そうした観点を含めると、楽しそうな話がたくさん盛り込めそうな感じがいたしますが、いかがでしょうか。

齋藤課長：いただいた御意見の観点は盛り込まれていると考えております。

大泉委員長：色々意見が出てまいりました。本日は事務局から様々な報告をいただきましたので、活発な意見交換になりました。ありがとうございました。とりわけ関心が高い鳥獣被害に対する対応について、色々なソリューションを考えなければいけないと改めて感じました。それから、支援のマンパワーの問題については、確かにOB人材等、中山間地あるいは農村部は様々な人たちの力を色々なかたちで活用していかなければ、なかなか問題解決ができない状況になってきているように感じます。本日の会議はそうした点について、大きな課題として指摘されたと感じております。本日は長い時間ありがとうございました。事務局へお返しします。

司会：大泉委員長，どうもありがとうございました。本日の御意見・御助言等を踏まえ，今後の農村施策の推進に役立てていきたいと思ひます。

なお，本日の委員会の議事録は，冒頭にもお話しましたが公開となりますので，事務局で作成した議事録案を後日メールまたはファクシミリで送付させていただきます。お手数ではございますが，皆様に内容の御確認をいただきたいと思ひますので，その際はよろしくお願ひいたします。

最後に，農山漁村なりわい課 課長の齋藤から閉会の挨拶を申し上げます。

齋藤課長：委員の皆様におかれましては，本日は大変お忙しい中，またコロナ禍にある中，本検討委員会に参加いただき大変ありがとうございました。本日いただきました色々な御意見を，今後も当課が所管する農山漁村のなりわい，もしくは中山間の振興というかたちできちんと位置付けて取り組んでまいりたいと思ひますので，今後とも御指導のほどよろしくお願ひいたします。

甚だ簡単ではございますが，閉会にあたり挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

司会：以上をもちまして，令和2年度第2回宮城県農村振興施策検討委員会を閉会いたします。皆様，お疲れ様でございました。